

令和3年度 北九州市地域福祉振興協会助成 モデル事業

# 市民活動スタートアップ助成事業



北九州市内の市民活動に対し、  
上限10万円の助成を行います。  
(詳細は裏面)

## 申請期間

令和3年5月6日(木)～5月31日(月) 必着

北九州市地域福祉振興協会

問合せ先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市地域福祉振興協会事務局  
(北九州市保健福祉局地域福祉推進課内) 電話 093-582-2060

市民活動スタートアップ助成事業の概要	
対象団体	過去の活動実績・期間は問いません。 過去にひまわり基金、生きいき長寿推進協会及びその他の団体からの助成金を受けたことがない団体
対象事業	高齢者支援・障害者（児）支援・子育て支援・ボランティア育成支援等
申請受付期間	令和3年5月6日（木）～5月31日（月）必着
対象となる活動期間	4月～翌年1月末
助成金額	上限10万円、対象経費の100%の助成率となります。 助成金は事業終了・審査後に支払います（確定払い）。

## ●助成対象となる経費

対象事業にかかる支出額から、対象事業にかかる収入額を控除した額が、対象経費となります。  
算定する経費項目は以下のとおりです。

### □収入の部

項目	説明
①参加費	・講座受講者より徴収する受講料、イベント参加者より徴収する参加料
②その他収入	・①以外のもの

### ■支出の部 . . . . . すべて領収書が必要です。

項目	説明
①報償費 介助費	・講師・託児者等への謝金（上限1時間8,000円）、講師等への旅費（JR相当額） ・ボランティアへの謝金（1回500円まで、交通費相当額）
②保険料	・ボランティア保険料等（県・市社協負担分は除く）
③需用費 {消耗品費} {印刷製本費} {コピー費}	・消耗品費、事務用品費については単価が1万円以上のものは不可。 ・ <b>食糧費（お茶代・おやつ代・お弁当代など）については不可。</b> ・助成金で購入したものを直接的に販売・配布できません。 （景品なども不可）
④役務費	・切手代、運搬料等
⑤使用料・賃借料	・会議室、会場使用料、駐車場代

## ●問い合わせ先

〒803-8501  
北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市地域福祉振興協会事務局  
（北九州市保健福祉局地域福祉推進課内） 担当：川井・猪原  
TEL (093) 582-2060 FAX (093) 582-2095  
e-mail [ho-chiikifukushi@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:ho-chiikifukushi@city.kitakyushu.lg.jp)



※募集要項や様式データ等はホームページに掲載しています。

「北九州市」のホームページから「北九州市地域福祉振興協会助成事業」を検索してください